○環境省令第四号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の二十七及び第十八条の三十五の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十七日

環境大臣　浅尾慶一郎

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（水銀濃度の測定） **第十六条の十九**　法第十八条の三十五の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一　（略） 二　前条第二項の規定を適用する水銀排出施設にあつては、前号イからニの測定（以下この条において「定期測定」という。）において粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、三年を超えない期間に一度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、前条第二項各号のいずれかの要件を満たしていることを確認すること。 三～五　（略） 六　前条第二項の規定を適用する水銀排出施設にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する水銀排出施設である場合に限り、定期測定及び再測定に代えて、環境大臣が定める測定法のうち連続して水銀濃度の測定を行う方法によることができる。 イ　別表第三の三の三の項から六の項までに掲げる施設 ロ　別表第三の三の八の項に掲げる施設のうち、令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に掲げる一般廃棄物を処理する施設に限る。）又は同法第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。） 七　前号の測定の結果は、水銀濃度を記録し、その記録を三年間保存すること。	（水銀濃度の測定） **第十六条の十九**　法第十八条の三十五の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一　（略） 二　前条第二項の規定を適用する施設にあつては、前号イからニの測定（以下この条において「定期測定」という。）において粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、三年を超えない期間に一度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、前条第二項各号のいずれかの要件を満たしていることを確認すること。 三～五　（略） （新設）

別表第三の三（第五条の二、第十六条の十八関係）

一～四	（略）	（略）
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	五〇マイクログラム
六～八	（略）	（略）
九	令別表第一の二九の項に掲げるガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの	八マイクログラム
十	（略）	（略）

別表第三の三（第五条の二、第十六条の十八関係）

一～四	（略）	（略）
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	一〇〇マイクログラム
六～八	（略）	（略）
（新設）		
九	（略）	（略）